王滝渓谷バーベキュー場管理運営業務仕様書

以下に、王滝渓谷バーベキュー場の管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。

1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

王滝渓谷バーベキュー場 豊田市豊松町宮川19

(2)設置目的

市民の福祉増進を図ることを目的とする。

(3)沿革

平成4年4月 王滝渓谷バーベキュー場 開設(利用開始)

- (4)施設規模、内容等
 - ◆ 敷地面積 1,984㎡
 - A 野外炉5基
 - ア 面 積 1.5㎡
 - イ 竣 工 年 平成4年
 - ウ その他 野外炉両側に木製ベンチあり。
 - B 水道設備
 - ア 面 積 3.7㎡
 - イ 竣 工 年 平成4年
 - ウ その他 蛇口6栓、流し台あり。
 - C 水洗便所
 - ア 構 造 木造平屋建
 - イ 面 積 12.42㎡
 - ウ 竣工年 平成4年
 - D 売店及び倉庫
 - ア 構 造 木造平屋建
 - イ 面 積 33.21㎡
 - ウ 竣工年 昭和46年

2 指定管理者の管理基準

(1)利用期間

- ア 4月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までにおいては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- イ 7月21日から8月31日までの毎日。
- ウ 市長が特に必要があると認めたとき。

(2) 利用時間

午前11時から午後5時まで

(3) 利用期間及び利用時間の変更

指定管理者は、市長の承認を得て、利用期間外の開場及び利用時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市から支払う指定管理料は増額しないものとする。

(4) 利用料金

1基1回1,500円以内において市長が承認した金額とする。

(5) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。ただし、 行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

3 業務内容

指定管理者の行う業務は、市民の福祉を増進するための施設としての目的を果たすため、 施設の利用受付等を含む施設全体の運営業務および点検、整備、清掃等の維持管理業務等であ る。

4 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、 経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

指定管理者が行う業務

- ア 利用予約の受付及び問合せに関する業務
- イ 利用許可申請及び利用料金の徴収に関する業務
- ウ 利用者への利用方法、マナーの説明
- エ 利用者及び施設の監視、警備
- オ 用具の貸し出し及び管理
- カ 野外炉、水道施設の清掃、維持管理
- キ バーベキュー場内の除草、清掃管理

5 指定管理者制度における諸条件

- (1)管理に必要な人員は常に確保し、支障のないようにすること。
- (2)管理に必要な経費は、地方自治法第244条の2第4項及び豊田市観光施設条例第10条第5項の規定に基づき、施設の指定管理料及び利用料金収入をもって充てる。ただし、修繕が必要な箇所は、速やかに豊田市(以下「市」という。)へ報告し、市が必要性を判断する。
- (3) 水道料金の支払いは市が行うが、指定管理者の責めによる水道料金増大の場合は市と協議し決定する。
- (4) 売店及び倉庫の電気料金の支払いは市が行うが、指定管理者の責めによる電気料金増大の場合は市と協議し決定する。
- (5) 浄化槽法定点検手数料の支払いは市が行う。
- (6) ゴミは利用者自身の持ち帰りとし、指定管理者は利用者への徹底を図る。万が一ゴミが放置された場合は、指定管理者は関係法令を遵守し適正な処理を行うものとする。
- (7) 指定管理者は、運営管理従事者の風紀、衛生等に関して一切の責任を負うものとする。
- (8) 指定管理者は、管理区域以外の周辺にも注意し、利用者の行動に細心の注意を払い、利用者の事故を防ぐこと。
- (9) 指定管理者は、この業務を実施するにあたっては、管理施設がその機能を十分発揮し、施設目的を達成するよう維持管理に努めるとともに、利用者の安全を確保し、快適な利用の 実現を目指し、迅速かつ効果的な運営を図るものとする。

6 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

- (1) 指定管理者は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。指定管理者としてバーベキュー場に関する業務に従事していた者が、その業務に関して知り得た個人情報の内容についてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁止する。正当な理由なく当該個人情報を提供した場合は、豊田市個人情報保護条例(平成15年条例第33号)に基づく罰則が適用される。
- (2) 指定管理者は、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の趣旨にのっとり、バーベキュー場の管理に関する業務に係る情報の公開に努める。

7 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に事業実施報告書を市へ提出すること。

8 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができるものとする。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するも

のとする。

(2) 不可抗力

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとする。

9 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、豊田市観光施設条例(昭和46年条例第60号) 及び同管理規則(昭和47年規則第7号)その他の関係法令等の内容を理解し、遵守する ものとする。
- (2)住民の福祉の増進を目的として設立された公の施設としての役割を十分に認識し、公平な 運営を行うこと。特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 市と連携を図った運営を行うこと。
- (4) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効果的な管理運営に努めること。
- (5) 指定管理者が、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁止する。

10 協定の締結

指定管理者は、市から指定通知後、管理運営業務の詳細について市と協議し、協定書を締結する。

11 協議

指定管理者はこの仕様書の規定内容その他、指定管理者の業務の内容及び処理について質 疑が生じた場合は、市と協議して決定する。